



株式会社フューチャーリンクネットワーク

証券コード：9241

第26回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年11月27日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催
場所

千葉県船橋市本町二丁目9番3号
セミナーハウス
クロス・ウェーブ船橋 中研修室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

目次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	15
連結計算書類	40
計算書類	56
監査報告書	66

株 主 各 位

証券コード 9241
2025年11月12日
(電子提供措置の開始日2025年11月5日)

千葉県船橋市西船四丁目19番3号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役社長 石 井 丈 晴

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.futurelink.co.jp/ir/ir_library/



【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスのうえ、当社名又は当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年11月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号
セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋 中研修室

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項**
1. 第26期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

#### ◎株主総会参考書類に関する事項

書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知サマリー版をお送りしております。

書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、会計監査人及び監査役は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。また、その他、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                   | 変更案                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                | 第1章 総 則                                                                               |
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                         | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                       |
| (機 関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | (機 関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(削除)<br>(3) 会計監査人 |
| 第5条 (条文省略)                                                                             | 第5条 (現行どおり)                                                                           |
| 第2章 株 式                                                                                | 第2章 株 式                                                                               |
| 第6条～第11条 (条文省略)                                                                        | 第6条～第11条 (現行どおり)                                                                      |
| 第3章 株主総会                                                                               | 第3章 株主総会                                                                              |
| 第12条～第17条 (条文省略)                                                                       | 第12条～第17条 (現行どおり)                                                                     |

| 現行定款                                                                                             | 変更案                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 章 取締役及び取締役会                                                                                  | 第 4 章 取締役及び取締役会                                                                              |
| (取締役の員数)<br>第 1 8 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。                                                           | (取締役の員数)<br>第 1 8 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。                                      |
| (新設)                                                                                             | <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、3 名以内とする。</u>                                                          |
| (取締役の選任方法)<br>第 1 9 条 取締役は、株主総会において選任する。                                                         | (取締役の選任方法)<br>第 1 9 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。                          |
| 2 ～ 3 （条文省略）                                                                                     | 2 ～ 3 （現行どおり）                                                                                |
| 第 2 0 条 （条文省略）                                                                                   | 第 2 0 条 （現行どおり）                                                                              |
| (取締役の任期)<br>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                      | (取締役の任期)<br>第 2 1 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| (新設)                                                                                             | <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                     |
| (新設)                                                                                             | <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>     |
| (代表取締役及び役付取締役)<br>第 2 2 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。                                              | (代表取締役及び役付取締役)<br>第 2 2 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。                  |
| 2 （条文省略）                                                                                         | 2 （現行どおり）                                                                                    |
| 第 2 3 条 （条文省略）                                                                                   | 第 2 3 条 （現行どおり）                                                                              |
| (取締役会の招集通知)<br>第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 | (取締役会の招集通知)<br>第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。   |
| 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                              | 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                                |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>それぞれ株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会は、常勤の監査役が招集し、議長として運営する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第35条 監査役の決議は、法定で別段の定めがある場合を除き、原則として監査役全員の同意をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、4,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会は、監査等委員会の長が招集し、議長として運営する。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、法定で別段の定めがある場合を除き、原則として監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 現行定款             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7章 計 算          | 第7章 計 算                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第43条～第46条 （条文省略） | 第39条～第42条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| （新設）             | <p>附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2025年11月開催の第26回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、2025年11月開催の第26回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> |



**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | いし い たけ はる<br>石 井 丈 晴<br>(1973年12月23日)                                                                                                                                       | 2000年 3 月 当社設立 代表取締役社長（現任）                                                                              | 380,451株       |
|            | 〈取締役候補者とした理由〉<br>石井丈晴氏は、2000年の当社創業より代表取締役として事業をけん引してまいりました。これまでに培ってきた当社における経営全般に関する知識と経験により、当社の経営における重要事項の意思決定を担い、全役職員に対しリーダーシップを発揮できることから、適当な人物であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。 |                                                                                                         |                |
| 2          | おか だ りょう すけ<br>岡 田 亮 介<br>(1975年 9月11日)                                                                                                                                      | 2001年 4 月 当社入社<br>2002年 4 月 当社取締役（現任）<br>2012年 3 月 当社公共ソリューション部長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社公共BPO 代表取締役社長 | 46,071株        |
|            | 〈取締役候補者とした理由〉<br>岡田亮介氏は、当社の創業メンバーの一人であり長年にわたり営業部門に携わり事業をけん引し現在は事業本部長を担っています。当社の経営に関与し豊富な経験と実績を有していることから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。                     |                                                                                                         |                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | なか がわ たく や<br>中 川 拓 哉<br>(1980年1月6日)                                                                                                                                  | 2007年 5 月 当社入社<br>2014年 3 月 当社パートナー事業部長<br>2017年 9 月 当社経営統括部長<br>2018年11月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                     | 2,580株         |
|            | 〈取締役候補者とした理由〉<br>中川拓哉氏は、当社においてパートナー事業部長、経営統括部長等の重要役職を歴<br>任し、当社の経営管理に関する豊富な経験と実績を有しております。今後も取締役と<br>しての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。                            |                                                                                                                                                                                                                                         |                |
| 4          | もう り ゆう じ<br>毛 利 裕 二<br>(1968年8月24日)<br>【新任】                                                                                                                          | 1998年 4 月 株式会社アビタス 取締役<br>2007年 4 月 株式会社アイレップ 執行役員<br>2011年 2 月 株式会社はてな 取締役副社長<br>2020年10月 株式会社はてな 非常勤取締役（現任）<br>2022年10月 株式会社フォトラクション 社外取締役（現任）<br>2024年 5 月 株式会社BENLY 社外取締役（現任）<br>2024年 8 月 株式会社ピーステックラボ（現：株式会社ア<br>リススタイル）社外取締役（現任） | 一 株            |
|            | 〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割〉<br>毛利裕二氏は、複数の企業の取締役を歴任し、営業部門を中心にITソリューション<br>やSaaSビジネスの豊富な業務知識と経験を有し、当社の経営を監督していただくとと<br>ともに、大局的な経営戦略アドバイスを提供することが期待されるため、社外取締役候<br>補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                         |                |

- (注) 1. 毛利裕二氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 毛利裕二氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社  
は、毛利裕二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定  
であります。
4. 取締役候補者石井丈晴氏の所有する当社株式の数は、同氏及び親族の資産管理会社である株式会社石  
井本店が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 候補者毛利裕二氏が選任された場合、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定  
契約を、金4,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度  
として締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、  
被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補すること  
としております。本議案の取締役候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者  
となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | <small>かん さき すずむ</small><br>神 崎 進<br>(1956年11月4日)<br>【新任】                                                                                                                                                                                                           | 2001年 5 月 当社入社<br>2013年 9 月 当社経営統括部マネージャー<br>2017年 4 月 当社監査役（現任）         | 一株             |
|            | 〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉<br>神崎進氏は、当社の創業期から長年にわたり管理部門に携わり、当社の総務、人事、財務機能を支えてまいりました。2017年4月より当社常勤監査役として、取締役会及び監査役会等においてその豊富な経験と実績に基づく助言・提言を行い、当社の経営の健全性確保に適切な役割を担ってきました。今後は監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。                                             |                                                                          |                |
| 2          | <small>かた まち よし お</small><br>片 町 吉 男<br>(1974年7月24日)<br>【新任】                                                                                                                                                                                                        | 2014年 4 月 当社社外取締役（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社サンクネット 代表取締役<br>株式会社公共BPO 取締役 | 35,595株        |
|            | 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉<br>片町吉男氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、2014年4月より社外取締役として当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化の重要な役割を担ってきました。今後は中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図っていただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。 |                                                                          |                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | 石 倉 雅 恵<br>(1967年11月30日)<br>【新任】                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2004年 1 月 社会保険労務士登録<br>2012年 8 月 労働保険事務組合 京葉中小企業労務協会 会長（現任）<br>2024年11月 当社社外監査役（現任） | 一株             |
|            | 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〉<br>石倉雅恵氏は、社会保険労務士として、長年に渡りさまざまな企業の人事評価制度の導入や人事労務相談等の業務実績を持ち、企業の人材育成や次世代の育成に力を入れる人事労務の専門家として見識から、2024年11月より当社社外監査役として経営の監督とチェック機能を果たしてまいりました。今後は、その経験・見識からの視点に基づく中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定及び監査・監督機能の強化を図っていただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。 |                                                                                     |                |

- (注) 1. 神崎進氏、片町吉男氏、石倉雅恵氏は、新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 片町吉男氏は、株式会社サンクネットの代表取締役を兼任しており、同社と当社とはマーケティング支援事業のアウトソーシング業務の取引を行っております。取引条件については同業他社と比較検討した結果、当社に不利な取引ではない一般的な条件で決定しております。その他の監査等委員である取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
3. 片町吉男氏及び石倉雅恵氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 石倉雅恵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 当社は、本議案の監査等委員である取締役候補者が取締役に選任された場合、各氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を、当該契約に基づく損害賠償責任の限度として締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 片町吉男氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年8ヶ月となります。
8. 石倉雅恵氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、1年であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2007年5月28日開催の第7回定時株主総会において年額8,400万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として決議いただき、現在に至っております。

今般、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額8,400万円以内（うち社外取締役分は1,680万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

当社は、事業報告31頁記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案は当該方針に沿うものであり、また、監査等委員会設置会社への移行後も実質的に同内容とする予定であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案のとおり承認可決された場合、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,600万円以内とさせていただきたいと存じます。監査等委員である取締役の職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、監査等委員である取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し取締役会において決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決された場合、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。



## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含む。）を対象とする譲渡制限付株式報酬を2022年11月25日開催の第23回定時株主総会において決議いただいております。

今般、第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、譲渡制限付株式報酬を付与する対象範囲を見直し、上記決議に基づく報酬額と同額の範囲で、第4号議案の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象として（以下「対象取締役」といいます。）、譲渡制限付株式の付与のための報酬を、年額2,000万円以内として支給することにつきご承認をお願いいたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案の譲渡制限付株式報酬には、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しており、それを実質的に継続するものであります。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、第2号議案が原案とおり承認可決された場合、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針（移行後も同内容の予定）を定めており、本議案の内容は当該方針に沿っており、相当であると判断しております。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年6,000株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利としない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、3年から5年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をして

はならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2）譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」といいます。）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

（3）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、第26回定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 事業報告

(2024年9月1日から)  
(2025年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げに伴う所得環境の改善による個人消費の持ち直しやインバウンド消費の拡大などにより、緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、物価上昇の継続や為替相場の変動、米国の関税政策による世界経済の減速等が国内景気の下押しリスクとして懸念される状況となり、依然として先行きは不透明な状況となっております。当社グループが事業展開する広告業界におきましては、2024年の日本の総広告費は消費意欲の活発化や国内外の観光・旅行の活性化などに支えられ、7兆6,730億円（前年比104.9%）と過去最高となりました。動画広告需要の高まりを背景にインターネット広告費の市場規模は3兆6,517億円（前年比109.6%）と過去最高を更新し、引き続き広告市場拡大をけん引しております（出典：株式会社電通「2024年 日本の広告費」）。また、ふるさと納税市場においては、2024年度のふるさと納税市場は寄付受け入れ件数は前年度比約1.0倍とほぼ横ばいとなりましたが、寄付受入額は対前年度比約1.1倍の1兆2,728億円と過去最高となりました。ふるさと納税制度の認知は一般化し、今後も市場規模の拡大が予想されております（出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」）。

このような環境下、当社グループは地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を通じた経営支援を推進し、「まいぷれ」運営パートナーとの協働によるふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。また、当連結会計年度に設立した子会社である地域活性A I テクノロジーズ株式会社を軸に、A I を中心としたリスクリング・ラーニング事業を行い、グループ内でも積極的に活用し、業務効率化・商品開発力を向上させ事業成長に向けた投資を行ってまいりました。

当連結会計年度においては、地域情報流通事業は、地域情報プラットフォームの価値向上のための積極的な開発投資及び新サービスや新規事業領域への人的資本の投資を行い、店舗の経営支援に向けたサービス価値の向上を追求してきました。その結果、新たなソリューションである地域情報特化型A I エージェント「まいぷれくん」をリリースし、地域の中小事



業者に対し新たな価値を提供し契約単価向上につながりました。公共ソリューション事業においては、ふるさと納税ＢＰＯ事業の受託自治体の寄付額増加支援に特に注力し、前期を上回る総寄付額となりました。新規事業として事業拡大を進める、カタログギフト事業「まいぷれのご当地ギフト」及び、Vtuberを活用し地域の魅力を届ける事業「まちスパチャプロジェクト」は、着実に事例を増やしております。また、会員制で地域とかかわるサービス「チイオシ」をリリースし、地方移住をテーマとしたウェブメディア「Nativ.media」を事業譲渡により運営開始し、関係人口の創出をテーマに取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は1,544,788千円（対前年同期比1.9%増）、営業損失は17,686千円（前年同期は営業損失38,541千円）、経常損失は20,614千円（前年同期は経常損失39,306千円）、補助金収入があったことから、親会社株主に帰属する当期純利益は28,558千円（対前年同期比1,107%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 地域情報流通事業

地域情報流通事業におきましては、運用代行を行う高単価サービス「まるまるおまかせプラン」の拡販を通して顧客単価の向上を図っていましたが、一定の顧客ニーズには答えられたものの、利益率の低さなど構造上の課題により全国的には販売件数の伸び悩みが見えました。そのため、より広いターゲットに対し販売が見込める新サービスである、地域情報特化型ＡＩエージェント「まいぷれくん」を開発し、第３四半期以降積極的な全国販売に取り組んでまいりました。その結果、平均単価が10,436円（前年同期比1,405円増）となりました。これにより、当連結会計年度における直営地域のまいぷれ関連売上高は173,214千円（対前年同期比21.8%増）となりました。

パートナー運営地域におきましては、運営パートナーの新規開拓は通期を通して案件創出に苦戦し、想定を受注件数を獲得することができませんでした。その結果、新規契約件数は10件、展開市区町村数は914市区町村（対前年同期比増減なし）となりました。また、顧客単価向上に向けた営業方針の転換に伴い、全国のまいぷれプラットフォーム利用店舗数は17,540店舗（対前年同期比244店舗減）と微減しました。

これにより、当連結会計年度の既存・新規契約をあわせたパートナー関連売上高は380,222千円（対前年同期比16.9%減）となりました。

また、地域情報プラットフォームで培った地域店舗・企業に対する広告・販促を扱うマーケティング支援におきましては、広告需要の変化に苦戦するも、既存顧客を中心に新たな提

案を広げることで対応してまいりました。また、「まいづれのご当地ギフト」「まちスパチャプロジェクト」が着実に成長を重ね、新たな事業としてスタートした「チイオシ」「Nativ.media」が売上に貢献したことで、マーケティング支援売上高は213,246千円（対前年同期比1.1%減）となりました。

この結果、当連結会計年度に属するセグメント売上高は766,683千円（対前年同期比6.0%減）となりました。またセグメント利益は180,019千円（対前年同期比21.4%減）となりました。

## ② 公共ソリューション事業

ふるさと納税ＢＰＯでは、既存受託自治体の寄付額を伸ばすグロース施策に注力する方針が奏功し、当連結会計年度に当社グループが業務委託を受託する自治体の寄付額は85億円（対前年同期比16億円増）となりました。その結果、ふるさと納税関連売上高は589,928千円（対前年同期比14.6%増）となりました。

公共ソリューション領域では、神奈川県のコサルティング受託案件を継続受託など確実な受注を重ねてまいりました。その結果、公共案件売上高は125,824千円（対前年同期比4.8%増）となりました。

地域共通ポイントサービス「まいづれポイント」は、全国で12エリア、4自治体と運営を継続しております。大阪府枚方市、貝塚市などの既存エリアにおいて、官民連携での地域ポイントを活用した取り組みを行ってまいりました。それにより、まいづれポイント関連売上高は62,352千円（対前年同期比4.1%減）となりました。

この結果、当連結会計年度に属するセグメント売上高は778,104千円（対前年同期比11.2%増）となりました。またセグメント利益は221,900千円（対前年同期比112.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は44,396千円で、その主な内容は地域情報プラットフォームの価値向上のためのソフトウェア開発投資であります。

## (3) 対処すべき課題

2025年8月期における事業環境は、緩やかな景気の回復傾向にありますが、不安定な国際情勢や円安に伴う物価上昇等の影響により、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような状況のもと、当社グループが事業展開する広告業界においては、社会のデジタル化を背景に、インターネット広告費が伸張しておりますが、長期的な成長のために対処すべき課題は次のとおりであります。

### ① サービスの継続的な成長

当社グループは地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の運営を主たる事業としており、プラットフォームの機能価値向上により、直営エリアで加盟店の増加と月額プラットフォーム利用料（MRR）の増加を図り、ビジネスモデルとしてエリア展開をすることで収益基盤を構築してまいりました。

今後においても、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の開発を積極的に推し進め、さらなる機能向上とサービスレベル向上を図るとともに、運営パートナーへの経営指導力を強化し、展開エリアの広がりやプラットフォーム利用店舗数の拡大に取り組んでまいります。

また、開発分野には積極的にAI技術を導入し、当連結会計年度にリリースした地域情報特化型AIエージェント「まいぷれくん」をはじめ、サービスの機能向上を強化してまいります。

### ② 収益基盤の強化

当社グループは、直営運営エリア・パートナー運営エリアともに、「まいぷれ」への加盟事業者数を増やすことにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するためにはさらなる収益基盤の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのためにサービスレベルのさらなる向上にむけて、地域情報プラットフォームの開発を続けてまいります。

今後においても、生成AIを取り入れた店舗向けの経営支援ツールとして「まいぷれ」のサービスレベルをより拡充することで利用料単価を増加することを予定してまいります。

また、公共ソリューション事業においては、ふるさと納税業務支援の契約自治体の寄付額向上への支援を強化し、税収を増やすことで収益も増加してまいります。

③ サービスの健全性の維持及び向上

当社グループが運営する「まいぷれ」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、ユーザー数、PV数及び投稿数の増加、サービスの機能拡充、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

また、掲載するコンテンツの健全性の維持及び向上を図るため、校正機能を整備しております。当社グループでは、広告掲載原稿の全投稿チェック体制、運営パートナーへのコンテンツ作成指導の強化、まいぷれ利用規約を遵守していただけないユーザーに対する注意喚起や利用停止措置等を実施しておりますが、今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

④ 組織力、内部管理体制の強化

a. 優秀な人材の確保及び育成

当社グループでは、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。

b. 内部管理体制の強化

当社グループが継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

c. 情報管理体制の強化

当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

⑤ 継続企業の前提に関する事項

当社グループは4期連続して営業損失、経常損失を計上し、当連結会計年度において営業損失17,686千円、経常損失20,614千円、A I リスキリング研修に関する助成金の採択を受け特別利益が発生したことにより親会社株主に帰属する当期純利益28,558千円を計

上しております。また、当連結会計年度末において現金及び預金を489,447千円保有しておりますが、借入金は240,437千円（内短期借入金（1年内返済長期借入金を含む）は111,035千円）、預り金は193,216千円となっております。これらの状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が発生していると認識しております。

この状況については、当社グループは2021年8月に東京証券取引所マザーズ（現グロース）への上場の際して調達した資金を今後の事業規模拡大のための採用費及び人件費として人材への投資をしていくことを計画し、実行してまいりました。その結果、上場後4期ではCAGR（年平均成長率）7.4%増と着実に事業成長をしておりますが、人材投資に見合った規模感での成長には至っていないと判断しております。また、多岐に渡る当社の事業の中で、地域情報セグメントにおけるMR領域はCAGR13.1%、公共ソリューションセグメントにおけるふるさと納税BPOはCAGR8.5%と成長をしております。そのため、事業の選択と集中及び、生産性向上が重要な経営課題であるとして、前連結会計年度より人材配置と人件費の抑制に努め、売上高人件費比率の改善に努めております。また、成長率を向上させるため、商品サービスの技術向上と社内業務の生産性向上を目的にAI導入を強化する方針を決定し、投資判断を行いました。その結果として、子会社の地域活性AIテクノロジーズ株式会社を設立し、AIリスティング研修の販売と社内へのAI導入を積極的に推進しました。これらの動きに関連して助成金収入を特別利益に計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は黒字となりました。このような状況の改善及び営業利益の計上を達成していくべく、当社グループでは以下の対応策により、収益性の改善及び財務基盤の安定に努めてまいります。

#### a. 収益力の向上

当社グループは、地域情報流通事業における地域情報プラットフォームの開発を継続し、「地域情報サイトまいづれ」の機能アップデートを行い、地域情報特化型AIエージェント「まいづれくん」をリリースし、地域の中小事業者に対し新たな価値を提供してまいりました。AIの積極的な導入により、開発コストや開発スピードの向上、人件費の抑制を行い、営業損失は減少しております。この状況をより改善するために、さらにAIを活用した業務効率化に積極的に投資を行い、将来的な商品力の強化とコスト削減に注力してまいります。また、公共ソリューション事業では、ふるさと納税BPO事業の受託自治体の件数よりも寄付額増加の支援を強化することと、コールセンターを中心業務とする子会社の株式会社公共BPOと連携し、事業構造の効率化とサービスレベルを向上することに注力してまいります。これらの施策を通じて売上高を伸ばし、継続的なコスト削減を実現し、収益力の向上に努めてまいります。

b. 人材の適正配置と人件費増加の抑制

当社グループは、事業規模拡大のために人材投資をしてきましたが、人材は獲得できたと認識しており、現組織体制を拡大せずに維持しながら成長領域への人材配置の効率化に取り組み、AIの積極導入をすることにより生産性の向上を図り、売上高人件費比率の改善に努めてまいります。

c. 財務基盤の安定

当社グループは、当連結会計年度において、現金及び預金の残高も増加し、資金繰りに重要な懸念は生じておりません。今後も安定した財務基盤の実現に取り組むとともに、その他の資金調達手段を含め当社グループにて最適な手法の模索及び検討、並びに上記の収益力の向上や継続的なコスト削減に取り組み、事業資金の安定的な確保と維持に努めてまいります。

上記の対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分                                      | 第23期<br>2022年8月期 | 第24期<br>2023年8月期 | 第25期<br>2024年8月期 | 第26期<br>(当連結会計年度)<br>2025年8月期 |
|-----------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                                | —                | 1,382,668        | 1,515,249        | 1,544,788                     |
| 経常損失 (△) (千円)                           | —                | △69,877          | △39,306          | △20,614                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (千円) | —                | △66,536          | 2,366            | 28,558                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (円)           | —                | △80.33           | 2.83             | 33.85                         |
| 総資産 (千円)                                | —                | 746,927          | 904,460          | 994,459                       |
| 純資産 (千円)                                | —                | 243,193          | 255,866          | 300,039                       |

(注) 当社では、第24期より連結計算書類を作成しております。



② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分                            | 第23期<br>2022年8月期 | 第24期<br>2023年8月期 | 第25期<br>2024年8月期 | 第26期<br>(当事業年度)<br>2025年8月期 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高 (千円)                      | 1,254,514        | 1,380,174        | 1,503,051        | 1,518,708                   |
| 経常損失 (△) (千円)                 | △56,603          | △72,700          | △43,260          | △99,215                     |
| 当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (千円)     | △71,608          | △67,578          | 1,196            | △23,210                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) (円) | △87.33           | △81.59           | 1.43             | △27.51                      |
| 総資産 (千円)                      | 713,878          | 726,684          | 878,232          | 880,451                     |
| 純資産 (千円)                      | 282,926          | 225,457          | 236,181          | 224,392                     |

(5) 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金   | 出資比率 | 主要な事業内容            |
|------------------------|-------|------|--------------------|
| 株式会社公共ＢＰＯ              | 40百万円 | 60%  | コールセンター等のバックオフィス業務 |
| 地域活性ＡＩテクノロジー<br>ーズ株式会社 | 1百万円  | 100% | ＡＩを中心としたリスキリング事業   |

(注) 地域活性ＡＩテクノロジーーズ株式会社は2024年9月2日に設立しております。

(6) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社グループのミッションは、持続可能な地域社会モデルを構築することで、地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することです。地域に点在する付加価値を流通させる地域情報プラットフォームである「まいぷれ」を構築し運用しております。当社グループは、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の仕組みと運営体制を活用した事業を「地域情報流通事業」及び「公共ソリューション事業」の2区分のセグメントで行っております。各事業の内容は次のとおりであります。



## ① 地域情報流通事業

当社グループは、地域情報を継続的に収集し、多様なメディアやチャンネルに配信する技術とその運営体制を有することにより構築される地域情報流通基盤を、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」と名付け、運営しております。地域情報流通事業は、主に地域の中小事業者を対象に、情報配信を支援する事業と、その仕組みをエリアの運営パートナーへビジネスモデルとして提供する事業を含んでおります。主な事業収益は、地域の中小事業者から月額課金（サブスクリプション）でいただく「まいぷれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用料金と、全国各地域の「まいぷれ」運営パートナーからいただくパートナー加盟料及びロイヤリティ収益となります。

さまざまな地域の情報を集め、編集し、発信する地域情報プラットフォーム「まいぷれ」は、ローカルコンテンツに特化した独自性の高いインターネットメディアです。当社専門スタッフが地域の中小事業者・店舗を直接取材、編集を行い、魅力を最大限に引き出した効果的な広告を作成し、商圈を絞って掲載します。また、利用する事業者・店舗には専用アカウントを発行し、管理ツールより情報発信やインサイトデータの閲覧、Googleビジネスプロフィールとの連携サービスを提供しています。それらの対価としてプラットフォーム利用料等をいただきます。

また、特定の商圈や地域に直接情報を発信したい企業や地域事業者に対し、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」を活用して、マーケティングの支援を行っています。Webマーケティング施策を含めた情報発信支援だけでなく、販促物制作から、地域のコミュニティと連動したイベント等の企画・運営、バックオフィス業務のBPOまでを複層的に絡め、サービスやブランドの認知度向上に寄与しています。

## ② 公共ソリューション事業

公共ソリューション事業では、地域情報流通基盤を活用することで、自治体や国の抱える課題に対し官民連携による解決策を提案しております。地域に根ざした運営体制を持つ地域情報プラットフォーム「まいぷれ」を活用することで、当社グループ独自の官民協働事業を展開し、官民協働ポータル、ふるさと納税業務支援、地域共通ポイント（まいぷれポイント）、インフォメーションセンター運営等の事例に取り組んでおります。また、国や自治体に対して、「まいぷれ」で培ったノウハウや情報流通技術を活かしたソリューションの提供も行い、コンサルティング費用やシステム提供費用、サービス提供委託料などの公共案件の受託を通じて、課題解決施策を実行することで価値を提供しております。

(7) 主要な事業所（2025年8月31日現在）

① 当社

| 名称        | 所在地      |
|-----------|----------|
| 本社        | 千葉県船橋市   |
| 八千代オフィス   | 千葉県八千代市  |
| 鴻巣オフィス    | 埼玉県鴻巣市   |
| 加古川オフィス   | 兵庫県加古川市  |
| 富津金谷小オフィス | 千葉県富津市   |
| 玉名オフィス    | 熊本県玉名市   |
| 四国中央オフィス  | 愛媛県四国中央市 |

② 子会社

| 名称               | 所在地    |
|------------------|--------|
| 株式会社公共BPO        | 千葉県富津市 |
| 地域活性AIテクノロジー株式会社 | 千葉県船橋市 |

(8) 従業員の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 116名 | 7名減         |

（注）従業員数は正社員を集計対象として算出しております。臨時従業員（パート）は除きます。

② 当社の従業員の状況

|        | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|--------|-------|--------|
| 男性     | 49名  | 3名減    | 35.3歳 | 7.9年   |
| 女性     | 67名  | 4名減    | 36.0歳 | 6.7年   |
| 合計又は平均 | 116名 | 7名減    | 35.7歳 | 7.2年   |

（注）従業員数は正社員を集計対象として算出しております。臨時従業員（パート）は除きます。

(9) 主要な借入先及び借入額（2025年8月31日現在）

| 借入先          | 借入残高（千円） |
|--------------|----------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 104,871  |
| 株式会社千葉銀行     | 71,661   |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行  | 59,159   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 4,746    |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年8月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 2,812,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 851,328株   |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 1,118名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株主名       | 持株数      | 持株比率   |
|-----------|----------|--------|
| 株式会社石井本店  | 300,000株 | 35.24% |
| 石井 丈晴     | 80,451株  | 9.45%  |
| 岡田 亮介     | 46,071株  | 5.41%  |
| 板倉 正弘     | 39,095株  | 4.59%  |
| 片町 吉男     | 35,595株  | 4.18%  |
| 室川 敏治     | 30,000株  | 3.52%  |
| 株式会社SBI証券 | 26,454株  | 3.11%  |
| 谷川 昭雄     | 15,700株  | 1.84%  |
| 品川 和史     | 13,400株  | 1.57%  |
| 楽天証券株式会社  | 8,700株   | 1.02%  |

- （注） 1. 株式会社石井本店は当社代表取締役である石井丈晴及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
2. 持株比率は自己株式（22株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2022年10月27日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額2,000万円以内（うち社外取締役400万円以内）とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年6,000株以内（うち社外取締役1,200株以内）としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

|                | 株式数（株） | 交付対象者数（名） |
|----------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 3,700  | 3         |
| 社外取締役          | 370    | 2         |
| 監査役            | -      | -         |

### 3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称                             | 第5回A<br>新株予約権                            | 第6回<br>新株予約権                          | 第5回B<br>新株予約権                         |
|--------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 発行決議日                          | 2018年8月31日                               | 2018年8月31日                            | 2019年7月17日                            |
| 新株予約権の数                        | 802個                                     | 30個                                   | 20個                                   |
| 保有人数                           |                                          |                                       |                                       |
| 当社取締役<br>(社外役員を除く)             | 2名                                       | 1名                                    | 1名                                    |
| 当社社外取締役<br>(社外役員に限る)           | 2名                                       | 1名                                    | 1名                                    |
| 当社監査役                          | 1名                                       | 1名                                    | 1名                                    |
| 新株予約権の目的とな<br>る株式の種類及び数        | 当社普通株式<br>16,040株<br>(新株予約権1個につき<br>20株) | 当社普通株式<br>600株<br>(新株予約権1個につき<br>20株) | 当社普通株式<br>400株<br>(新株予約権1個につき<br>20株) |
| 新株予約権の払込金額                     | 新株予約権と引換に金銭<br>の払い込みは要しない                | 新株予約権と引換に金銭<br>の払い込みは要しない             | 新株予約権と引換に金銭<br>の払い込みは要しない             |
| 新株予約権の行使に際<br>して出資される財産の<br>価額 | 新株予約権1個あたり<br>13,000円<br>(1株当たり 650円)    | 新株予約権1個あたり<br>13,000円<br>(1株当たり 650円) | 新株予約権1個あたり<br>13,000円<br>(1株当たり 650円) |
| 新株予約権の行使期間                     | 2020年9月1日から<br>2028年8月16日まで              | 2020年9月1日から<br>2028年8月16日まで           | 2021年7月18日から<br>2028年8月16日まで          |
| 新株予約権の主な行使<br>条件               | (注)                                      | (注)                                   | (注)                                   |

(注) 第5回A新株予約権、第6回新株予約権及び第5回B新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる（権利行使期間中に限る）。
3. 当社の株式が上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合にさらに50%の株式数を行使できるものとする。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年8月31日現在）

| 氏名    | 地位及び担当             | 重要な兼職の状況                                                                                             |
|-------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石井 丈晴 | 代表取締役社長            |                                                                                                      |
| 岡田 亮介 | 取締役<br>公共ソリューション部長 | 株式会社公共BPO 代表取締役社長                                                                                    |
| 中川 拓哉 | 取締役                |                                                                                                      |
| 板倉 正弘 | 取締役                | 株式会社フィールドビジョン 代表取締役                                                                                  |
| 片町 吉男 | 取締役                | 株式会社サンクネット 代表取締役<br>株式会社公共BPO 取締役                                                                    |
| 神崎 進  | 常勤監査役              |                                                                                                      |
| 松本 高一 | 監査役                | 株式会社アッピア 代表取締役<br>株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役<br>フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員) |
| 石倉 雅恵 | 監査役                | 労働保険事務組合 京葉中小企業労務協会 会長                                                                               |

- (注) 1. 取締役 板倉正弘、片町吉男の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 松本高一、石倉雅恵の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役板倉正弘氏及び監査役石倉雅恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の板倉正弘、片町吉男、監査役の神崎進、社外監査役の松本高一、石倉雅恵の各氏と、会社法第423条第1項の責任について、金4,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を損害賠償金額の限度とする「責任限定契約」を締結しています。当社定款に基づき当社が社外取締役板倉正弘、片町吉男、監査役神崎進、社外監査役松本高一、石倉雅恵の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

### ・社外取締役及び監査役の責任限定契約

社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金4,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための処置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに、株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2022年11月25日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

###### (イ) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各役位、職責を踏まえ、且つ同業他社の水準、当社の経営内容及び従業員給与とのバランスを勘案した水準とし、取締役会に答申したうえで、取締役会決議を経て決定しております。

基本報酬については、月額の固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき、役位、職責等に応じて取締役会で決定し、一定の時期に支給しております。

###### (ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2007年5月28日開催の第7回定時株主総会において年額84百万円以内と決議されております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は2007年5月28日開催の第7回定時株主総会において年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、上記報酬等のほか、2022年11月25日開催の第23回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含む）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額20,000千円以内（うち、社外取締役4,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 非金銭報酬の内容

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円）    |                |                    | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|-------------------|----------------|--------------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬（賞与） | 非金銭報酬<br>(譲渡制限付株式) |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 54,844<br>(4,103)  | 49,346<br>(3,603) | -              | 4,887<br>(444)     | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 8,209<br>(3,510)   | 8,209<br>(3,510)  | -              | -                  | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 63,054<br>(7,613)  | 57,555<br>(7,113) | -              | 4,887<br>(444)     | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 非金銭報酬として、取締役（社外取締役を含む）に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
2. 上記の監査役の支給人員には、2024年11月28日開催の第25回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                                                              | 当社と当該他の法人等との関係                                                                                                      |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 板倉 正弘 | 株式会社フィールドビジョン<br>代表取締役                                                                                | 同氏の兼職先と当社の上に特別な関係はありません。                                                                                            |
| 取締役 | 片町 吉男 | 株式会社サンクネット<br>代表取締役                                                                                   | 同社は当社のマーケティング支援事業のアウトソーシング業務の取引先であります。取引条件については同業他社と比較検討した結果、当社に不利な取引ではない一般的な条件で決定しております。この他に同氏と当社の上に特別な利害関係はありません。 |
|     |       | 株式会社公共BPO<br>取締役                                                                                      | 同社は当社の子会社であり、公共ソリューション事業のふるさと納税事務のバックオフィス業務の取引先であります。                                                               |
| 監査役 | 松本 高一 | 株式会社アップピア 代表取締役<br>株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役<br>フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員) | 同氏の兼職先と当社の上に特別な関係はありません。                                                                                            |

② 各社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                              |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 板倉 正弘 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、主に営業・財務・人事労務などの経験から経営全般に関する豊富な知見とガバナンス強化の指摘など重要な役割を期待され、幅広い視点から、予算の審議や業績状況の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                                                     |
| 取締役 | 片町 吉男 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、主に業務管理・マーケティングについて豊富な経験と幅広い見識をもとに経営を監督することを期待され、経営者の視点から経営全般に助言をし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                                                              |
| 監査役 | 松本 高一 | 当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席し、企業経営コンサルティング及び証券会社の実務実績とともに、数社の経営に社外取締役、社外監査役として携わり、スタートアップ上場プロセスに関する専門的知見と上場企業ガバナンスに関する豊富な見識からの視点に基づくアドバイスや、経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。また当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 石倉 雅恵 | 社外監査役就任後に開催された取締役会10回中10回に出席し、社会保険労務士の実務経験に基づき、主に人事労務領域でのアドバイスや、経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。また社外監査役就任後に開催された監査役会9回中9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                                                  |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 千葉第一監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 15,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ② 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ③ 監査役は、「監査役会規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- ④ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ② データ化された機密情報については、「IT管理規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営統括部が主管部署となり、各事業部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。



4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当社は子会社の管理に関する社内規則を制定し、企業集団の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役会は必要に応じて子会社の業務状況等に関する監査を実施する。また、内部監査担当は子会社の業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及び子会社における内部統制の確立を支援するため、子会社に対する内部監査を定期的の実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇につきましては、取締役と監査役とが協議のうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- ② 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。



- ③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ④ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - ⑤ 監査役は内部通報窓口であるとともに、内部通報窓口の顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象につきましては、詳細な確認を行う。
8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「公益通報者保護規程」で定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役が職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
  - ② 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

## 12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ② 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 取締役の職務執行について

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

### 2. 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立ち会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

### 3. コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、リスクの予防とコンプライアンス遵守を全社的に推進し、必要な情報の共有及び迅速な対処のため、月に1回の部長会議においてリスク管理とコンプライアンス議題を設けております。また、役職員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>739,350</b> | <b>流動負債</b>     | <b>551,989</b> |
| 現金及び預金          | 489,447        | 買掛金             | 42,895         |
| 売掛金             | 139,818        | 短期借入金           | 50,000         |
| 契約資産            | 47,369         | 1年内返済予定の長期借入金   | 61,035         |
| 商品及び製品          | 2,037          | リース債務           | 1,870          |
| 仕掛品             | 784            | 未払金             | 106,107        |
| 原材料及び貯蔵品        | 701            | 未払法人税等          | 31,839         |
| その他の            | 62,014         | 契約負債            | 11,999         |
| 貸倒引当金           | △2,821         | 預り金             | 193,216        |
| <b>固定資産</b>     | <b>255,108</b> | 賞与引当金           | 24,929         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>102,552</b> | その他の            | 28,096         |
| 建物及び構築物         | 93,059         | <b>固定負債</b>     | <b>142,430</b> |
| リース資産           | 6,168          | 長期借入金           | 129,402        |
| その他の            | 3,324          | リース債務           | 5,115          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>67,845</b>  | 資産除去債務          | 7,913          |
| のれん             | 4,500          |                 |                |
| ソフトウェア          | 63,144         | <b>負債合計</b>     | <b>694,420</b> |
| その他の            | 200            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>84,710</b>  | 株主資本            | 278,372        |
| 投資有価証券          | 53,018         | 資本金             | 282,911        |
| 長期貸付金           | 2,016          | 資本剰余金           | 197,411        |
| 破産更生債権等         | 1,611          | 利益剰余金           | △201,895       |
| 繰延税金資産          | 10,958         | 自己株式            | △54            |
| 長期未収入金          | 15,422         | 非支配株主持分         | 21,667         |
| その他の            | 17,418         |                 |                |
| 貸倒引当金           | △15,736        | <b>純資産合計</b>    | <b>300,039</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>994,459</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>994,459</b> |

連結損益計算書

(2024年9月1日から  
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |        | 金 額 |           |
|-----------------|--------|-----|-----------|
| 売上高             |        |     | 1,544,788 |
| 売上原価            |        |     | 557,156   |
| 売上総利益           |        |     | 987,631   |
| 販売費及び一般管理費      |        |     | 1,005,317 |
| 営業損失            |        |     | 17,686    |
| 営業外収益           |        |     |           |
| 受取利息            | 743    |     |           |
| ポイント失効益         | 211    |     |           |
| 利子補給金           | 24     |     |           |
| 不動産賃貸料          | 300    |     |           |
| 消費税等簡易課税差額収入    | 1,098  |     |           |
| キャッシュバック収入      | 432    |     |           |
| その他の他           | 482    |     | 3,292     |
| 営業外費用           |        |     |           |
| 支払利息            | 5,903  |     |           |
| 支払保険料           | 307    |     |           |
| その他の他           | 9      |     | 6,220     |
| 経常損失            |        |     | 20,614    |
| 特別利益            |        |     |           |
| 固定資産売却益         | 49     |     |           |
| 投資有価証券売却益       | 2,591  |     |           |
| 補助金収入           | 80,307 |     | 82,949    |
| 特別損失            |        |     |           |
| 固定資産除却損         | 263    |     | 263       |
| 税金等調整前当期純利益     |        |     | 62,071    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 26,636 |     |           |
| 法人税等調整額         | 2,683  |     | 29,320    |
| 当期純利益           |        |     | 32,751    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        |     | 4,192     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        |     | 28,558    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から  
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株主資本    |         |          |      |         |
|-------------------------------|---------|---------|----------|------|---------|
|                               | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式 | 株主資本合計  |
| 2024年9月1日残高                   | 277,173 | 191,673 | △230,454 | －    | 238,392 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |          |      |         |
| 新株の発行                         | 5,737   | 5,737   |          |      | 11,475  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |         | 28,558   |      | 28,558  |
| 自己株式の取得                       |         |         |          | △54  | △54     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額（純額） |         |         |          |      |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 5,737   | 5,737   | 28,558   | △54  | 39,979  |
| 2025年8月31日残高                  | 282,911 | 197,411 | △201,895 | △54  | 278,372 |

(単位：千円)

|                               | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------------|---------|---------|
| 2024年9月1日残高                   | 17,474  | 255,866 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |
| 新株の発行                         |         | 11,475  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         | 28,558  |
| 自己株式の取得                       |         | △54     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額（純額） | 4,192   | 4,192   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 4,192   | 44,172  |
| 2025年8月31日残高                  | 21,667  | 300,039 |

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社公共ＢＰＯ

地域活性ＡＩテクノロジーズ株式会社

なお、地域活性ＡＩテクノロジーズ株式会社については、新規設立に伴い子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めることとなりました。

### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物附属設備    | 6～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～8年  |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 直営まいぷれ関連売上高

直営まいぷれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいぷれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用並びにウェブ運用代行利用により、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しており、当社グループが提供するまいぷれ商品ごとに履行義務を識別しております。

これら履行義務は、当社グループが顧客との契約期間にわたって義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であり、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいぷれ掲載料を収益として認識しております。

② パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、顧客である運営パートナーに対して、まいぷれ運営の許諾、運営前における初期支援、まいぷれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。

まいぷれ運営の許諾はパートナーとしての地位を付与した時点、まいぷれ運営前における初期支援



は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として一時点で収益を認識することとしております。また、まいぷれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたり各月で収益を認識しております。

### ③ ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しており、契約期間にわたり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

### ④ 公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、ウェブサイトの企画・設計・構築、まいぷれポイントの導入を含む業務システムの構築、ウェブサイト等の運用・保守、事業運営等、別個の約束した財又はサービスを提供しております。

これらの約束した財又はサービスの提供を運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行ったうえで、検収実績等により収益を認識しております。

### ⑤ マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、顧客の検収に基づき収益を認識しております。

## (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 10,958千円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

将来減算一時差異に対して、将来加算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング及び将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、当連結会計年度末に税務上の繰越欠損金を有していますが、繰越期間にわたる将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上しております。なお、課税所得の見積りは、当連結会計年度の業績を踏まえて算定し、取締役会で決議した事業計画を基礎としております。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定である売上高は、当連結会計年度の売上高実績及び新規サービスや営業戦略等を踏まえたまいづれ利用店舗数、まいづれ利用店舗平均単価、運営パートナー数、ふるさと納税予想寄付額等の計画値を基礎として算出しております。

ただし、課税所得の見積りに当っては、事業計画の前提条件に重要な不確実性を伴う計画値に対して、一定の補正を行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境の変化等に伴い、運営パートナー数や新たなソリューションである地域情報特化型A Iエージェント「まいづれくん」の導入店舗数、自治体あたりのふるさと納税寄付額等が事業計画を下回るリスクがあり、このリスクが顕在化した場合、課税所得の見積りが減少し、回収が見込まれない繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

|                        |        |           |
|------------------------|--------|-----------|
| ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | 有形固定資産 | 102,552千円 |
|                        | 無形固定資産 | 67,845千円  |

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

### ① 見積りの算出方法

当社グループは、投資の意思決定を行う際の単位を考慮して、「まいぷれ」「公共ソリューション」「その他」の資産グループに区分しております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ及び回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた資産グループについては減損の兆候を識別しております。

減損の認識に当たっては、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、固定資産の期末帳簿価額と比較をしております。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、主要な資産の経済的残存耐用年数としております。当連結会計年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損損失の認識は不要と判断しております。

### ② 見積りの算出に用いた主な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で決議した事業計画を基礎として見積りを行います。事業計画の算定に当たっては、各事業の売上高の予測が含まれております。これらの予測は当連結会計年度の売上高実績及びまいぷれ利用店舗数等の売上高を構成する指標の計画値を基礎として算出しております。

ただし、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、事業計画の前提条件に重要な不確実性を伴う計画値に対して、一定の補正を行っております。

### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境の変化等に伴い、見積り時に予測できなかった要因から売上高の低迷が生じ、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの見積りが減少するリスクがあります。その場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(3) 非上場株式の評価

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 投資有価証券 53,018千円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

当社グループは、非上場企業に対して、超過収益力を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて高い金額で取得した株式を保有しております。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合、減損処理を行うこととしております。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

投資時における超過収益力の著しい低下の有無を判断するため、当該非上場企業の投資時における事業計画の進捗状況や将来の成長可能性に関する見通しを総合的に検討しており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の一定の成長率等であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先企業を取り巻く経営環境やビジネスモデルの変化等により、事業計画を大きく下回る場合や事業計画の見直しが行われた場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,952千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関の株式会社三菱UFJ銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |          |
|---------|----------|
| 当座貸越限度額 | 50,000千円 |
| 借入実行残高  | 50,000千円 |
| 差引額     | －千円      |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加      | 減少 | 当連結会計年度期末 |
|-------|-----------|---------|----|-----------|
| 普通株式  | 839,522株  | 11,806株 | －株 | 851,328株  |

(変動理由の概要)

譲渡制限付株式報酬及び新株予約権の権利行使に対する新株式の発行による増加であります。

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 22株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 45,060株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及びリース取引により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、概ね3ヶ月以内に回収期日が到来するものであります。また、長期未収入金については、債務弁済契約に基づく回収が長期にわたることから、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携に関連する非上場株式であります。

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び事業成長のための投資資金であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に沿って主な取引先の信用状態を把握する体制をとっております。

長期未収入金に係る信用リスクは、経営統括部が契約に基づく入金期日及び残高を管理し、入金遅延があった場合には取引相手に連絡等することにより回収のリスクを軽減しております。

投資有価証券に係る信用リスクは、定期的に取引先企業の財政状況等を把握しております。

イ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利変動については、経営統括部で市場金利の動向を確認しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営統括部で年度及び月次資金計画表を作成し、必要資金を計画的に調達するなどの方法により、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|---------------|------------|---------|--------|
| (1) 長期未収入金    | 15,422     |         |        |
| 貸倒引当金（※2）     | △14,125    |         |        |
|               | 1,297      | 1,297   | －      |
| 資産計           | 1,297      | 1,297   | －      |
| (1) 長期借入金（※3） | 190,437    | 184,817 | △5,619 |
| (2) リース債務（※3） | 6,985      | 6,891   | △94    |
| 負債計           | 197,422    | 191,709 | △5,713 |

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※ 2) 対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 長期借入金、リース債務には、1 年内の期限到来分を含めて記載しております。

(※ 4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当連結会計年度（千円） |
|-------|-------------|
| 非上場株式 | 53,018      |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分     | 時価（千円） |         |       |         |
|--------|--------|---------|-------|---------|
|        | レベル1   | レベル2    | レベル3  | 合計      |
| 長期未収入金 | －      | －       | 1,297 | 1,297   |
| 資産計    | －      | －       | 1,297 | 1,297   |
| 長期借入金  | －      | 184,817 | －     | 184,817 |
| リース債務  | －      | 6,891   | －     | 6,891   |
| 負債計    | －      | 191,709 | －     | 191,709 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未収入金

長期未収入金については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金、並びにリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント |           |           |
|---------------|---------|-----------|-----------|
|               | 地域情報流通  | 公共ソリューション | 計         |
| 直営まいぶれ関連売上高   | 173,214 | －         | 173,214   |
| パートナー関連売上高    | 380,222 | －         | 380,222   |
| ふるさと納税関連売上高   | －       | 589,928   | 589,928   |
| 公共案件売上高       | －       | 125,824   | 125,824   |
| まいぶれポイント関連売上高 | －       | 62,352    | 62,352    |
| マーケティング支援売上高  | 213,246 | －         | 213,246   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 766,683 | 778,104   | 1,544,788 |
| その他の収益        | －       | －         | －         |
| 外部顧客への売上高     | 766,683 | 778,104   | 1,544,788 |



## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

### ① 直営まいづれ関連売上高

直営まいづれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいづれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用並びにWeb運用代行利用により、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しております。顧客である地域の中小事業者・店舗は、まいづれ掲載申込みに基づき、当社グループが提供するまいづれ商品から情報掲載サービスを選択し、当社グループはその商品毎に履行義務を識別しております。なお、情報掲載期間は、1か月であり、契約を終了させる旨の意思表示がない限り、1か月単位で継続いたします。

当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。

当社グループが顧客へ提供するサービスは、商品毎に月額料金が定められており、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいづれ掲載料を収益として認識しております。

### ② パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、パートナー基本契約に基づき、直営エリア以外の全国各地域で運営パートナー各社と協業体制を組み、全国各地域で地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を中心とした地域活性化に関わる幅広い事業の展開を行っております。当社グループは、顧客である運営パートナーに対して、まいづれ運営の許諾、まいづれ運営前における初期支援、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。また、まいづれ運営の許諾、まいづれ運営前における初期支援の対価としてパートナー加盟料、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスの提供の対価としてプラットフォーム利用料、ロイヤルティを受領しております。

パートナー加盟料については、まいづれ運営の許諾はパートナーエリアにおけるまいづれを中心としたさまざまな事業を展開する協業パートナーとしての地位を付与した時点、まいづれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として、契約による固定価格に基づき、収益を認識することとしております。また、プラットフォーム利用料、ロイヤルティについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約による固定価格及び顧客の売上高に応じて算定された額に基づき、各月で収益を認識しております。

### ③ ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しており、寄付金額の一定割合を業務委託料として受領しております。これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しております。

契約期間は1年間であり、毎月の自治体への寄付金額に応じて計算された業務委託料を収益として認識しております。

#### ④ 公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、以下の別個の約束した財又はサービスを提供しております。

- A ウェブサイトの企画・設計・構築／ B 業務システムの構築（まいぶれポイントの導入を含む）  
C ウェブサイトや業務システムの運用・保守／ D 事業のプロモーション等に係る機器や物品の提供  
E 事業運営（日々のオペレーション等）／ F 業務システムを利用した事業に係る分析及び助言等

これらの約束した財又はサービスを運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行ったうえで、契約に基づく履行義務毎に定められた固定価格に基づき、検収実績等により収益を認識しております。

#### ⑤ マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、受注金額により顧客の検収に基づき収益を認識しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 127,094 | 139,818 |
| 契約資産          | 37,585  | 47,369  |
| 契約負債          | 7,256   | 11,999  |

契約資産は、公共案件売上高における国や地方公共団体等との業務委託契約において、期末日までの一定期間に対する役務提供等が完了しているものの未請求であるシステムの保守や事業運営管理等に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該公共案件に関する対価は、業務委託契約に定める支払い条件等に基づき請求を行い、請求後一定期間以内に回収しております。

契約負債は、直営まいぶれ関連売上高におけるまいぶれ掲載等の対価の前受収益及びパートナー関連売上高において受領したパートナー加盟料のうち履行義務を充足していないもの等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、7,256千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、パートナー関連売上高における月額定額となるプラットフォーム利用料等であり、顧客の売上高に基づき算定するロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内    | 162,740 |
| 1年超2年以内 | 118,290 |
| 2年超3年以内 | 64,980  |
| 3年超     | 37,100  |
| 合計      | 383,110 |

(1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 326円99銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 33円85銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額             |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>602,798</b> | <b>流動負債</b>     | <b>513,628</b>  |
| 現金及び預金          | 308,438        | 買掛金             | 46,160          |
| 売掛金             | 140,691        | 短期借入金           | 50,000          |
| 約資産             | 47,369         | 1年内返済予定の長期借入金   | 61,035          |
| 商品及び製品          | 2,037          | リース債務           | 1,870           |
| 仕掛品             | 784            | 未払金             | 103,084         |
| 原材料及び貯蔵品        | 701            | 未払費用            | 3,719           |
| 前払費用            | 53,897         | 未払法人税等          | 5,729           |
| 未収入金            | 36,628         | 未払消費税等          | 16,403          |
| 立替金             | 13,510         | 契約負債            | 7,564           |
| その他金            | 1,561          | 預り金             | 193,088         |
| 貸倒引当金           | △2,821         | 賞与引当金           | 24,929          |
| <b>固定資産</b>     | <b>277,652</b> | その他             | 44              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>102,398</b> | <b>固定負債</b>     | <b>142,430</b>  |
| 建物              | 92,083         | 長期借入金           | 129,402         |
| 構築物             | 975            | リース債務           | 5,115           |
| 工具、器具及び備品       | 3,170          | 資産除去債務          | 7,913           |
| リース資産           | 6,168          |                 |                 |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>67,845</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>656,059</b>  |
| のれん             | 4,500          | <b>(純資産の部)</b>  |                 |
| ソフトウェア          | 63,144         | <b>株主資本</b>     | <b>224,392</b>  |
| 電話加入権           | 200            | 資本              | 282,911         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>107,408</b> | 資本剰余金           | 197,411         |
| 投資有価証券          | 53,018         | 資本準備金           | 197,411         |
| 関係会社株           | 25,000         | <b>利益剰余金</b>    | <b>△255,875</b> |
| 出資              | 10             | その他利益剰余金        | △255,875        |
| 長期貸付金           | 2,016          | 別途積立金           | 200             |
| 破産更生債権等         | 1,611          | 繰越利益剰余金         | △256,075        |
| 長期前払費用          | 5,314          | <b>自己株式</b>     | <b>△54</b>      |
| 繰延税金資産          | 8,657          |                 |                 |
| 長期未収入金          | 15,422         | <b>純資産合計</b>    | <b>224,392</b>  |
| 敷金              | 8,619          | <b>負債・純資産合計</b> | <b>880,451</b>  |
| 差入保証金           | 3,464          |                 |                 |
| その他金            | 10             |                 |                 |
| 貸倒引当金           | △15,736        |                 |                 |
| <b>資産合計</b>     | <b>880,451</b> |                 |                 |

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から  
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,518,708 |
| 売 上 原 価               |        | 565,069   |
| 売 上 総 利 益             |        | 953,639   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,081,386 |
| 営 業 損 失               |        | 127,746   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 626    |           |
| 子 会 社 業 務 委 託 収 入     | 13,015 |           |
| 経 営 指 導 料 収 入         | 20,640 |           |
| そ の 他                 | 1,439  | 35,721    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 6,874  |           |
| 支 払 保 証 料             | 307    |           |
| そ の 他                 | 9      | 7,191     |
| 経 常 損 失               |        | 99,215    |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 49     |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 2,591  |           |
| 補 助 金 収 入             | 80,307 | 82,949    |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 263    | 263       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |        | 16,529    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,395  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,284  | 6,680     |
| 当 期 純 損 失             |        | 23,210    |

# 株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から  
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株主資本    |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   |         |
|              |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 |
| 2024年9月1日残高  | 277,173 | 191,673 | 191,673 |
| 事業年度中の変動額    |         |         |         |
| 新株の発行        | 5,737   | 5,737   | 5,737   |
| 当期純損失        |         |         |         |
| 自己株式の取得      |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計  | 5,737   | 5,737   | 5,737   |
| 2025年8月31日残高 | 282,911 | 197,411 | 197,411 |

(単位：千円)

|              | 株主資本     |             |             |      |         | 純資産合計   |
|--------------|----------|-------------|-------------|------|---------|---------|
|              | 利益剰余金    |             |             | 自己株式 | 株主資本合計  |         |
|              | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |      |         |         |
|              | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |         |         |
| 2024年9月1日残高  | 200      | △232,865    | △232,665    | －    | 236,181 | 236,181 |
| 事業年度中の変動額    |          |             |             |      |         |         |
| 新株の発行        |          |             |             |      | 11,475  | 11,475  |
| 当期純損失        |          | △23,210     | △23,210     |      | △23,210 | △23,210 |
| 自己株式の取得      |          |             |             | △54  | △54     | △54     |
| 事業年度中の変動額合計  | －        | △23,210     | △23,210     | △54  | △11,788 | △11,788 |
| 2025年8月31日残高 | 200      | △256,075    | △255,875    | △54  | 224,392 | 224,392 |

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 3～8年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① 直営まいぷれ関連売上高

直営まいぷれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいぷれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用並びにウェブ運用代行利用により、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しており、当社が提供するまいぷれ商品ごとに履行義務を識別しております。

これら履行義務は、当社が顧客との契約期間にわたって義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であり、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいぶれ掲載料を収益として認識しております。

② パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、顧客である運営パートナーに対して、まいぶれ運営の許諾、運営前における初期支援、まいぶれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。

まいぶれ運営の許諾はパートナーとしての地位を付与した時点、まいぶれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として一時点で収益を認識することとしております。また、まいぶれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたり各月で収益を認識しております。

③ ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しており、契約期間にわたり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

④ 公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、ウェブサイトの企画・設計・構築、まいぶれポイントの導入を含む業務システムの構築、ウェブサイト等の運用・保守、事業運営等、別個の約束した財又はサービスを提供しております。

これらの約束した財又はサービスの提供を運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行ったうえで、検収実績等により収益を認識しております。

⑤ マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、顧客の検収に基づき収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。



## 2. 会計方針の変更にに関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### （1）繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度の計算書類に計上した金額 8,657千円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### （2）固定資産の減損

|                    |        |           |
|--------------------|--------|-----------|
| ・当事業年度の計算書類に計上した金額 | 有形固定資産 | 102,398千円 |
|                    | 無形固定資産 | 67,845千円  |

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### （3）非上場株式の評価

・当事業年度の計算書類に計上した金額 投資有価証券 53,018千円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額 40,600千円

### （2）関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

|                |          |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 30,529千円 |
|----------------|----------|

|                |         |
|----------------|---------|
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 4,730千円 |
|----------------|---------|

### （3）当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関の株式会社三菱UFJ銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |          |
|---------|----------|
| 当座貸越限度額 | 50,000千円 |
|---------|----------|

|        |          |
|--------|----------|
| 借入実行残高 | 50,000千円 |
|--------|----------|

|     |     |
|-----|-----|
| 差引額 | －千円 |
|-----|-----|

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 営業取引（売上高）        | 14,169千円  |
| 営業取引（営業費用）       | 154,514千円 |
| 営業取引以外の取引（営業外収益） | 33,655千円  |
| 営業取引以外の取引（営業外費用） | 970千円     |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |     |
|------|-----|
| 普通株式 | 22株 |
|------|-----|

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 未払事業税                 | 1,380千円   |
| 賞与引当金                 | 7,593千円   |
| 貸倒引当金                 | 5,819千円   |
| 資産除去債務                | 2,481千円   |
| 譲渡制限付株式報酬             | 3,874千円   |
| 税務上の繰越欠損金             | 59,400千円  |
| その他                   | 3,404千円   |
| 繰延税金資産小計              | 83,955千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △59,400千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △14,466千円 |
| 評価性引当額小計              | △73,867千円 |
| 繰延税金資産合計              | 10,088千円  |

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,430千円 |
| 繰延税金負債合計        | △1,430千円 |
| 繰延税金資産純額        | 8,657千円  |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記  
 (1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容                      | 取引金額<br>(注1) | 科 目  | 期末残高  |
|-----|-------------|---------------------|------------------|--------------------------------|--------------|------|-------|
| 子会社 | 株式会社公共ＢＰＯ   | 所有<br>直接 60.00%     | サービス業務の<br>委託    | コールセンター業<br>務委託料の支払<br>(注4)    | 53,714       | 買掛金  | 4,730 |
|     |             |                     | サービス業務の<br>受託    | 管理業務委託収入<br>の受取（注3）            | 10,615       | 未収入金 | 2,539 |
|     |             |                     |                  |                                |              | 立替金  | 390   |
|     |             |                     |                  | 経営指導料収入<br>の受取（注3）             | 8,640        | 未収入金 | 9,504 |
|     |             |                     |                  | ふるさと納税事<br>務局業務受託収<br>入の受取（注4） | 8,000        | －    | －     |
|     |             |                     |                  | オフィス賃貸料<br>の受取（注4）             | 480          | －    | －     |

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称            | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との 関 係 | 取 引 の 内 容                                | 取引金額<br>(注 1) | 科 目  | 期末残高   |
|-----|------------------------|---------------------|-----------------|------------------------------------------|---------------|------|--------|
| 子会社 | 地域活性A Iテクノ<br>ロジーズ株式会社 | 所有<br>直接 100.00%    | サービス業務<br>の委託   | A I リスキリング<br>研修の支払 (注 4)                | 120,960       | 前払費用 | 22,176 |
|     |                        |                     | 資金の借入等          | 資金の借入 (注 2)                              | 90,000        | —    | —      |
|     |                        |                     |                 | 利息の支払 (注 2)                              | 970           | —    | —      |
|     |                        |                     | サービス業務の<br>受託   | 管理業務委託収入<br>の受取 (注 3)                    | 2,400         | 未収入金 | 2,035  |
|     |                        |                     |                 |                                          |               | 立替金  | 111    |
|     |                        |                     |                 | 経営指導料収入<br>の受取 (注 3)                     | 12,000        | 未収入金 | 13,200 |
|     |                        |                     |                 | マーケティング<br>支援業務受託収入<br>の受取 (注 4)         | 4,470         | 売掛金  | 2,749  |
|     |                        |                     |                 | A I リスキリン<br>グ研修業務の手<br>数料収入の受取<br>(注 4) | 1,219         |      |        |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注 2) 資金借入については、市場金利を勘案して利息を決定しております。

(注 3) 管理業務委託収入の受取及び経営指導料収入の受取については、業務の内容を勘案して決定しております。

(注 4) 独立第三者間取引と同様の一般的な条件で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種 類                 | 会 社 等 の 名 称        | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との 関 係 | 取 引 の 内 容              | 取引金額<br>(注1) | 科 目 | 期末残高 |
|---------------------|--------------------|---------------------|-----------------|------------------------|--------------|-----|------|
| 役員が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社サンクネット<br>(注3) | なし                  | サービス業務の委託       | 販促キャンペーンデータ作成料の支払 (注2) | 4,362        | 買掛金 | 119  |
|                     |                    |                     |                 | ふるさと納税BPO業務委託の支払 (注2)  | 1,287        | —   | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 株式会社サンクネットとの取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行っております。

(注3) 当社役員片町吉男が議決権の100.0%を直接保有しております。

9. 収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 263円59銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 27円51銭  |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社フューチャーリンクネットワーク  
取締役会 御中

千葉第一監査法人  
千葉県千葉市  
代表社員 公認会計士 本 橋 雄 一  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 川 健 哉  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フューチャーリンクネットワークの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社フューチャーリンクネットワーク  
取締役会 御中

千葉第一監査法人  
千葉県千葉市  
代表社員 公認会計士 本 橋 雄 一  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 川 健 哉  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フューチャーリンクネットワークの2024年9月1日から2025年8月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月30日

株式会社フューチャーリンクネットワーク 監査役会

常勤監査役 神 崎 進 ㊟

社外監査役 松 本 高 一 ㊟

社外監査役 石 倉 雅 恵 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

開催場所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号  
セミナーハウス  
クロス・ウェーブ船橋 中研修室  
電話番号 047-436-0111



## 交通機関

JR総武線「船橋」駅から徒歩約9分

東武アーバンパークライン（野田線）「船橋」駅から徒歩約9分

京成本線「京成船橋」駅から徒歩約7分